

## || はじめに

---

これは個人事業主の国健康保険料・国民年金保険料を「ガツン！」と削減し、可処分所得を最大化するスキームです。

おそらくはあなたがはじめて耳にするスキームでしょう。このスキームには大きく“11のメリット”がありますが、そのうち導入時点で確定する5つのメリットをご紹介しますと・・・（※残りの6つのメリットについては後ほどご説明いたします）

### ① 国民健康保険料が最大84.9万円安くなる！

⇒ 現在、国民健康保険料の上限額は年間93万円です。しかし、このスキーム導入後は年間約8.0万円の負担になります。よって、その差額は約85万円 —— これだけの保険料を削減できます。

### ② 国民年金保険料も最大19.8万円安くなる！

⇒ 個人事業主に配偶者（奥様）がいた場合は国民年金保険料の年間合計39.2万円（毎月16,340円×12ヶ月×2人分）です。一方、このスキーム導入後は年間約19.3万円になります。よって、その差額は19.9万円 —— これだけの保険料を削減できます。

### ③ さらに、所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！

⇒ さらに、このスキームの削減効果は社会保険料（「国民健康保険料」「国民年金保険料」）だけではありません。節税メリットもあります。今よりも所得税・住民税が最低でも9.75万円安くなります。

### ④ そのうえ、給付内容がグレードアップする！

⇒ そのうえ、「国民健康保険」も、「国民年金」もその給付内容が少しグレードアップします。

いずれも保険料は劇的に下がったのに、です。

**⑤ おまけに、「経費」を使って“手元キャッシュ”を最大化できます！** 要チェック

⇒ おまけに、このスキーム導入後は「経費」を使って“手元キャッシュ”を最大化できるようになります。

もちろん、これは**①**～**④**とは「別枠」で手に入るメリットです。

「そんなウマイ話があるわけない！」とお思いでしょうか。でも、あるのです！

もちろん、1ミリの違法性もありません。完全に、合法的に、安心して、導入できる「画期的なスキーム」です。

**■ ここ数年でもの凄い勢いで保険料は“値上げ”されている！**

実は、ここ数年の間に国民健康保険制度は大きく改正され、その影響からもの凄い勢いで保険料が“値上げ”されています。かつて国民健康保険料の計算方法は各種の所得控除をした後の所得から保険料を算出する「**住民税方式**」でした。ところが、平成25年にその計算方法が「**所得方式**」(旧**ただし書き方式**)に変わりました。端的にいうと、所得から控除できるのは“**基礎控除33万円のみ**”になってしまったのです。当然、国民健康保険料は跳ね上がりました。所得控除の項目が激減したからです。



まだあります。国民健康保険料には賦課上限が決まっています。これまでその賦課上限は89万円でしたが、平成30年になって

賦課上限は93万円に引き上げられたのです。次を見れば、ここ数年の間に、いかに国民健康保険料が高騰しているかお分かりいただけるでしょう。

### 国民健康保険料の賦課限度額の推移

年度	医療分+支援分	介護分	賦課限度額
平成26年	67万円	14万円	81万円
平成28年	73万円	16万円	89万円
平成30年	77万円	16万円	93万円

こうした背景を受けて今、多くの個人事業主が国民健康保険料の負担で悩んでいます。そして今からご紹介する『国民健康保険料劇的削減スキーム』はまさにそんな個人事業主の悩みを一発で解決してみせるものです。想像してみてください…

**>>> 年132.2万円の負担を、年27.3万円(▲104.9万円)に激減できたら？**

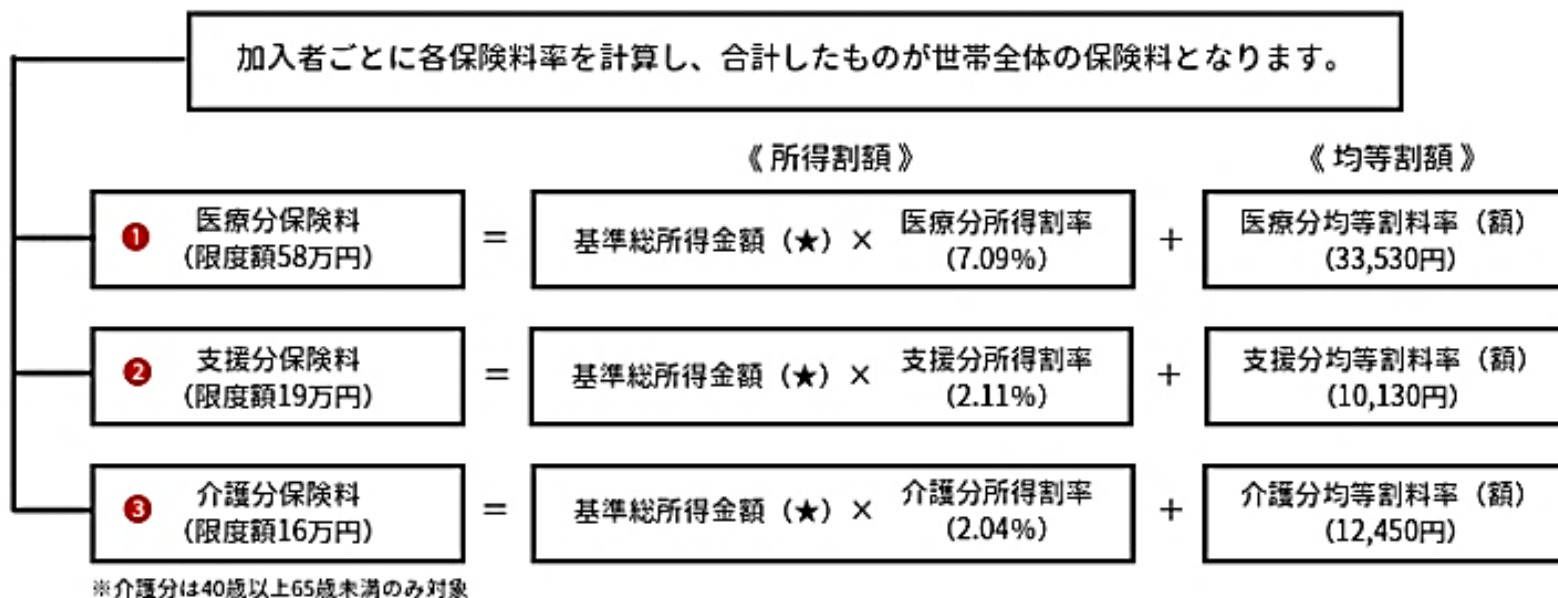
現在の保険料負担にまつわる悩みなど一瞬で解消されるはずですが、その悩みを一瞬で解消し、そこからさらに手元に残るキャッシュを最大化する。それが今回あなたにご提案する『国民健康保険料劇的削減スキーム』です。

あくつFP事務所  
代表 阿久津 和宏

## 国民健康保険制度の仕組み

国民年金保険料は全国統一(16,340円<平成30年度>)ですが、国民健康保険料は最高限度額「93万円」のみが決まっており、最高限度額までは市町村(自治体)によって計算方法が異なります。共通するのは被保険者が納める国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という3つの区分があり、それぞれに「所得割額」(所得に応じて算定)と「均等割額」(世帯人数に応じて算定)といった金額をプラスして計算されるということです。(※ここにさらに「資産割額」<保有資産に対して算定>、「平等割額」<世帯ごとに一律算定>などの計算項目が追加される市町村もあります)

### (例) 横浜市の国民健康保険料計算方法



★ 基準総所得金額 = 総所得金額等 - 市民税の基礎控除額 (33万円)

端的にいうと、国民健康保険はどここの市町村でも、所得が多ければ多いほど、また世帯加入者数が多ければ多いほど保険料が高額になります。しかし、その保険料は市町村によって「大きな差」があるという“おかしな制度”になっています。

ではなぜ各市町村によって計算方法が違うのか？

どこの市町村でも国民健康保険料には「①医療分保険料」「②支援分保険料」「③介護分保険料」という3つの区分あるという点は同じですが、「所得割額」、「均等割額」（「資産割額」、「平等割額」）といった金額が市町村によってかなり異なってくるからです。その結果、国民健康保険では次のような“おかしな現象”が往々にして起こってしまいます。

### 市町村によって保険料がこんなに違う！

【前提】 所得500万円 家族4人(夫40歳:個人事業主・妻40歳:専業主婦・子5歳・子3歳)

札幌市	(年)835,395円	名古屋市	(年)818,260円
仙台市	(年)746,747円	京都府京都市	(年)834,231円
世田谷区	(年)759,174円	大阪府大阪市	(年)753,779円
横浜市	(年)724,430円	兵庫県神戸市	(年)803,800円

このように国民健康保険制度はおかしなところばかりです。ご覧のとおり、「札幌市」と「横浜市」とでは保険料に年間110,965円もの「格差」が生じています。国民皆保険。給付内容も一律同じ。しかし、保険料だけは住んでいる場所で違うのです。おかしなところはまだあります。国民健康保険制度では所得が高い人ほど負担率が下がるという点です…

例えば、所得1,000万円と所得500万円と所得250万円の保険料を比べてみましょう。ここでは「横浜市」を例に挙げますが、この市町村でも似たような数値になるはずです。

### 所得が「倍」になっても保険料比率は大して変わらない！

【前提】横浜市在住 家族4人(夫40歳:個人事業主・妻40歳:専業主婦・子5歳・子3歳)		
所得1,000万円	所得500万円	所得250万円
保険料(年)930,000円	保険料(年)724,430円	保険料(年)433,430円
対所得:9.3%	対所得14.4%	対所得:17.7%

つまり、取れるところからはより多く取るではなくて、取れないところからより多く取る。—— 現行の国民健康保険制度は所得が低い人ほど負担割合が大きくなるという「逆進性」があるのです。これもまた国の社会保障としては「おかしいだろ！」と思うわけです。率直に言って、このような“おかしい制度”が国の社会保障として正常に機能しているのか大いに疑問が残ります。

我が国の国民健康保険財政は少子高齢化でますます悪化していくことが確実です。そうなれば、個人事業主はまたさらなる国民健康保険料の値上げを迫られることでしょう。

》》》 では、どうすればいいのか？

結論を言います。こんな“おかしい制度”は今すぐやめてしまえばいいのです。

## ■ “社会保険・税コスト削減装置”としての法人設立

国民健康保険制度をやめて、どうするのか？

ズバリ、“社会保険・税コスト削減装置”として「法人」を作るのです。これは個人事業主のあなただからこそ、許される方法です。個人事業主の「法人成り」のタイミングについてはよく議論されていますが、そのひとつの目安として事業所得が500万円を超えた辺りから設立メリットが生まれると言われていています。しかし、これはあくまでも教科書的なアドバイスです。なぜなら、

それが税務署に「個人事業の廃業届」を提出したうえで「法人成り」し、その事業を継承することを前提にしたアドバイスだからです。だから、節税面と法人設立の維持コストだけを考慮して「法人成りした方がトクなのか？」という画一的な議論になってくる。従業員を雇っていれば、その分の社会保険料も考えなきゃいけない。そこでどうしても迷ってしまうわけです。—— 違います。

■ これまでの個人事業は個人事業としてやればいいんです！

いや、むしろ個人事業を廃業して「法人成り」してはダメです。そのうえで、別事業として新会社を設立し、そこで1人役員としてあくまでも自分だけ社会保険に加入する。その際、社会保険は最低の1等級になるよう役員報酬を設定する。

“社会保険・税コスト削減装置”  
として法人を設立する！

- 個人事業は廃業しない
- 別事業として新会社を設立し、そこで1人役員として自分だけ社会保険に加入する
- 社会保険は最低の1等級になるよう役員報酬を設定する

➤➤➤ これが個人事業主の国民健康保険料を「ガツン！」と削減する第一歩になります。

こうすることで、どのようなメリットが生まれるのか？

## ■ (事例) 年111.6万円の負担が年27.3万円(▲84.3万円)に激減!

ここで横浜市在住の自営業者Aさんに登場してもらいましょう。現在、Aさんの所得は500万円。国民健康保険料は世帯合計で年間約72.4万円(1ヶ月あたり約6万円)です。ここにAさんと奥さんの国民年金保険料(毎月16,340円)それぞれ39.2万円(年間19.6万円×2人分)がプラスされると、社会保険料の年間合計は約111万円になります。それが“社会保険・税コスト削減装置”として法人を新設し、そこで最低ランクの1等級で社会保険に加入すると、どうなるか?

### (例) 横浜市在住 自営業者Aさんのケース

【前提】 所得500万円 家族4人(夫40歳:個人事業主・妻40歳:専業主婦・子5歳・子3歳)

	内訳	対策前	内訳	対策後
社会 保 険 料	国民健康保険(世帯)	(年)724,430円	健康保険(世帯)	(年)80,040円
	国民年金保険(本人)	(年)196,080円	厚生年金保険(本人)	(年)193,248円
	国民年金保険(配偶者)	(年)196,080円	厚生年金保険(配偶者)	0円
	合計	(年)1,116,590円	合計	(年)273,288円
削減効果		(年)1,116,590円 - (年)273,288円 = (年)843,302円		

(※対策後の健康保険料・厚生年金保険料には法人負担分も含まれています)

まず妻の国民年金保険料(年196,080円)が消えてなくなります。「厚生年金」の「第三号被保険者」になるからです。次に世帯



全員の社会保険料です。社会保険料(「健康保険(協会けんぽ)」「厚生年金」)は法人・個人負担合わせて年額273,288円になります。つまり、こうなるわけです。

導入前:(年)1,116,590円 - 導入後:(年)273,288円 = 削減効果:(年)843,302円

【参考】健康保険・厚生年金保険料額表(神奈川県)

平成30年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:平成29年3月分～ 適用  
 ・介護保険料率:平成30年3月分～ 適用  
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用  
 ・子ども・子育て拠出金率:平成30年4月分～ 適用

(神奈川県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.93%		11.50%		18.30%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,759.4	2,879.7	6,670.0	3,335.0		
2	68,000	63,000	73,000	6,752.4	3,376.2	7,820.0	3,910.0		
3	78,000	73,000	83,000	7,745.4	3,872.7	8,970.0	4,485.0		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,738.4	4,369.2	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00

いいですか。毎月7万円以上も安くなるんです。しかも、これは世帯全員分の保険料です。加えて、法人設立前と比べて、法人設立後は給付内容もグレードアップします。「国民健康保険」から「健康保険」になると「傷病手当金」が付いてきますし、これまで一階建てだった「国民年金」は二階建ての「厚生年金」になるからです。まさにミラクルでしょう。

》》》「そんなバカな!？」とお思いでしょうが、実は、もっと“そんなバカな話”があるんです。

## II “導入時点”と“導入後”に手に入る11のメリットとは？

---

冒頭でも触れたとおり、このスキームには大きく11の導入メリットがあります。そのうち“導入時点”で確定する経済メリットが5つ、残る6つは“導入後”に効果を発揮する経済メリットです。これらは不確定ながらも上手くすれば、とてつもない経済メリットを個人事業主にもたらすものです。以下、それぞれを説明していきます。

### ■ 導入時点で確定する5つのメリット

---

#### ① 国民健康保険料が最大84.9万円安くなる！

⇒ 現在、国民健康保険料の上限額は年間93万円です。しかし、このスキーム導入後は年間約8.0万円の負担になります。よって、その差額は約85万円 —— これだけの保険料を削減できます。

#### ② 国民年金保険料も最大19.8万円安くなる！

⇒ 個人事業主に配偶者(奥様)がいた場合は国民年金保険料の年間合計39.2万円(毎月16,340円×12ヶ月×2人分)です。一方、このスキーム導入後は年間約19.3万円になります。よって、その差額は19.9万円 —— これだけの保険料を削減できます。

#### ③ さらに、所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！

⇒ さらに、このスキームの削減効果は社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)だけではありません。節税メリットもあります。今よりも所得税・住民税が最低でも9.75万円安くなります。

#### ④ そのうえ、給付内容がグレードアップする！

⇒ そのうえ、「国民健康保険」も、「国民年金」もその給付内容が少しグレードアップします。

いずれも保険料は劇的に下がったのに、です。

#### ⑤ おまけに、「経費」を使って“手元キャッシュ”を最大化できます！ 要チェック

⇒ おまけに、このスキーム導入後は「経費」を使って“手元キャッシュ”を最大化できるようになります。

もちろん、これは①～④とは「別枠」で手に入るメリットです。この方法については後ほど詳しく解説します。

以下は「新設法人」の設立に伴う経済メリットになります。

#### ■ 導入後に効果を発揮する6つのメリット (⑧～⑪はご希望により規定集を進呈します)

⑥ 計画的な節税対策を図れる … 個人の納税時期は決まっていますが、法人は自由に設定できます。

⑦ 消費税の節税につながる … 消費税課税事業者なら個人と法人に所得分散して節税を図れます。

⑧ 役員社宅で節税できる … 法人化すると「住居関連費」を費用として計上できます。

⑨ 旅費規程を作って節税できる … 「旅費規程」を作って出張手当を経費として自分に支給できます。

⑩ 法人設立時に現物出資すれば節税できる … 「少額減価償却資産の特例」や「減価償却」が使えます。

⑪ 自分に退職金を支給して節税できる … 「退職所得控除」の税制メリットを享受しながら手取りを増やせます。

≫≫ ただし、このスキームには3つのデメリットがあります。

## II 法人設立に伴う3つのデメリット(コスト要因)

---

それではデメリットについてです。正直、ここで挙げるのは導入メリットに比べたら、“取るに足りないも”のですが、それでもコストがかかるという点においてはデメリットと見るべきでしょう。デメリットは大きく3つです。

### ■ 法人設立に伴う3つのデメリット(コスト要因)

---

#### ① 会社設立に費用がかかる

⇒ これは初期費用と考えてください。スキーム導入にあたっては「株式会社」か「合同会社」のいずれかで法人設立する必要があります。法人設立には費用がかかります。「株式会社」が20万円、「合同会社」が6万円です。(※電子認証の場合) 司法書士などの専門家に法人設立手続きを依頼すれば、さらにその報酬がおよそ5万円程度プラスされます。

#### ② 最低でも法人住民税7万円(均等割)がかかる

⇒ 法人決算が黒字でも赤字でも法人住民税(地方税)の均等割は納税しなければいけません。税額は都道府県に2万円、市町村に5万円、両方合わせて7万円になります。

#### ③ 税理士報酬が発生する

⇒ 個人事業であれば自分で確定申告している方も多いでしょう。しかし、このスキーム導入後は法人の記帳管理も追加されることとなります。そうすると、自分でやるのはちょっと無理でしょう。そこで税理士に依頼することになるわけですが、当然その報酬が必要になってきます。“価格重視”で探せば年額15万円程度で依頼できるはずですが。

以上が3つのデメリットです。要は、「削減効果>3つのデメリットにまつわるコスト」となれば、今回の『国民健康保険料劇的削減スキーム』を導入する意味がある。「削減効果<3つのデメリットにまつわるコスト」となれば意味がないことになります。

### 法人設立によるイニシャルコストとランニングコスト

イニシャルコスト(法人設立時のみ)		ランニングコスト(每期必要)
株式会社	合同会社	株式会社/合同会社
法人設立費用:20万円	法人設立費用:6万円	法人住民税(均等割):7万円
司法書士報酬:5万円(程度)	司法書士報酬:5万円(程度)	税理士報酬:15万円(程度)
合計:25万円	合計:11万円	合計:22万円

》》》 では、実際に導入メリット(削減効果)がないケースなんてあるのでしょうか？

あるとすると、それは現在の社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)が世帯合計で“年間50万円以下”のケースです。その根拠はこうです。まず法人設立後の社会保険料(「健康保険」「厚生年金」)は年間27.3万円・・・① です。次に、法人設立に伴うコストです。ここでは次年度以降のランニングコストで計算するとして、「株式会社」でも「合同会社」でも年間22万円・・・② です。よって、①+②の合計は49.3万円 になります。つまり、次の公式が「損益分岐点」になります。

**50万円 > 現在の社会保険料(「国民健康保険料」「国民年金保険料」)世帯合計**

(※ただし、導入メリットの「③所得税・住民税が最低9.75万円安くなる！」がありますので、実際は年間40万円程度が損益分岐点になります)

## II スキーム導入に必要なのは6つの手順だけ！

---

さて、ここであなたに質問です。あなたの場合はいかがでしょうか？

(A) 50万円 < 現在の社会保険料(世帯合計) 年: \_\_\_\_\_円 ⇒ 導入メリットあり

(B) 50万円 > 現在の社会保険料(世帯合計) 年: \_\_\_\_\_円 ⇒ 導入メリットなし

答えが「(A)」だったあなた。あなたにはデメリットは何もありません。あるのは、「導入時点で確定している5つのメリット」と「導入後に効果を発揮する6つのメリット」だけ。だとすれば、このスキームを“導入しない”という選択肢はないのではないのでしょうか！

このスキームの導入にあたって、やるべきこと、やることはシンプルです。

以下、スキーム導入までに必要な6つのステップです。それぞれステップ・バイ・ステップで解説していきます。

- ステップ① : 法人を設立する
- ステップ② : 役所で税金関係の届出をする
- ステップ③ : 年金事務所で社会保険の加入手続きをする
- ステップ④ : 個人事業から法人に資金移転する
- ステップ⑤ : 最低等級で社会保険料を払う
- ステップ⑥ : 「経費」を使って手元キャッシュを最大化する

## ■ステップ①：法人を設立する

まずは「株式会社」「合同会社」のどちらにするかを決めます。次に「法人名(商号)/事業目的/本店所在地/資本金」を決めたら、法務局で法人設立登記を行います。手続き自体は簡単で、必要書類を揃えて法務局で登記申請するだけ。ただし、手続きに必要な書類を揃えるのが少し面倒なので、ステップ①については司法書士などの専門家に依頼することをおすすめします。

### ◆ 法人設立の際の注意点

このスキームでの法人設立は“個人事業主の法人成り”とは違います。では、「どこがどう違うのか?」というと、新設する法人はあくまでも“社会保険・税コスト削減装置”だということです。従って、次の点で“個人事業主の法人成り”とは異なります。

#### (1) これまでの個人事業は継続する(廃業届を提出しない)

個人事業はそのまま残します。繰り返しますが、法人設立はあくまでも“社会保険・税コスト削減装置”として機能させるための手段だからです。しかし、そうすると新設法人には売上がないこととなります。それでは社会保険を含む法人運営コストを支払えません。そこで、個人事業の一部を法人に移管し、その分を売上に計上するのです。図にすると、こうです。



従って、法人設立の際には次のいずれかのスタンス(建前)で手続きするようにします。

1. 新規事業のために新会社を設立する
2. 個人事業の一部を新会社で行うために設立する

## (2) 1人役員のマикро法人にする

法人設立の目的は“社会保険・税コスト削減装置”を作ることです。本店所在地は自宅、代表者及び株主(合同会社の場合は「出資者」)はあなた一人だけでOKです。資本金も1円で問題ありません。配偶者(奥様)を役員にして報酬を支払いたい場合は「非常勤役員」にします。そうすれば社会保険料を負担せずに所得分散が図れます。ただし、「非常勤役員」の報酬は103万円以内を目安に設定するようにします。103万円以内なら配偶者本人も給与所得控除(65万円) + 基礎控除(38万円)で税金もかかりませんし、個人事業主本人も配偶者控除(38万円)のメリットは残ったままになるからです。

## (3) 事業所得と給与所得の“二足のわらじ”になる

法人設立後は「事業所得」と「給与所得」の2本立てになりますので、あなたの収入については確定申告が必要になります。収入に関しては個人事業による事業所得が「主」、法人による給与所得が「従」というイメージですが、法人の方が個人事業よりも広範囲な経費費目を認められていますので、その辺りを考慮のうえ節税を図っていきます。

## (4) 役員報酬は月額5.4万円にする

健康保険料は報酬月額63,000円、厚生年金保険料は報酬月額93,000円までは最低等級ですが、あえて役員報酬を月額5.4万円を設定します。役員報酬を「給与所得控除65万円」の範囲に収めて全額控除(=非課税)にさせるためです。



## (5) 家族を健康保険の扶養に&配偶者(妻)を第3号被保険者にする

家族がいる場合は健康保険の扶養に入れます。また、配偶者がいる場合は厚生年金の「第三号被保険者」にします。そうすることで、世帯全員分の社会保険料(「健康保険」「厚生年金」)が「年間27.3万円」になります。手続きは新設法人が社会保険に加入するときに管轄の年金事務所で行いますので、役所の担当者に確認しながら手続きをすればOKです。

### ■ステップ②：役所で税金関係の届出をする

法人設立登記が完了したら、次は管轄の税務署に税務関係書類を提出します。その際に必要な書類は以下のとおりです。必要書類は税務署に揃っていますし、書類の記入方法等は税務署で教えてくれます。ただし、間違っても「個人事業の法人成り」とは伝えないでください。そう伝えると、役所の担当官に「個人事業の廃業届」を渡されて話が面倒になります。

- ・法人設立届出書
- ・青色申告の承認申請書
- ・給与支払事務所等の開設届出書
- ・源泉所得税の納金の特例の承認に関する申請書
- ・棚卸資産の評価方法の届出書(任意)
- ・減価償却資産の償却方法の届出書(任意)

税務署に提出する書類は「国税」に関するものです。他に都道府県税事務所、市町村に「事業開始の届出(法人設立届出)」を提出する必要があります。これらは「地方税」に関するものです。「事業開始の届出(法人設立届出)」の書式は都道府県税事

務所、市町村によって異なるため、それぞれ管轄する役所にて取得し提出します。(※その他添付書類が必要なケースもあり)

### ■ステップ③：年金事務所で社会保険の加入手続きをする

---

税金関係の届出を済ませたら次は年金事務所で社会保険(「健康保険」「厚生年金」)の加入手続きをします。その際、「健康保険」は家族を社長(自分)の扶養に入れて、「厚生年金」については配偶者(奥様)を「第三号被保険者」にする手続きも同時にします。基本的に新設法人では従業員は雇用しないでしょうから、労働保険(労災保険・雇用保険)の手続きは不要です。

社会保険加入新規適用の手続きについては下記の書類を提出する必要があります。法人設立日から5日以内に提出しましょう。提出書類は年金事務所に一式揃っています。新規適用の届出日を特定している年金事務所もあるようですから窓口申請する場合は事前に確認した方が良いでしょう。(※その他添付書類が必要なケースもあり)

- ・登記簿謄本
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険被扶養者(異動)届
- ・保険料預金口座振替依頼書
- ・新規適用事業所現状届

### ■ステップ④：個人事業から法人に資金移転する

---

ここで新設する法人は実体があつてないようなものです。なので、個人事業の業務を移管してその売上分が法人に入金されなければ、いつまでも法人口座の残高は「0円」のままです。それでは毎月5.4万円の役員報酬も社会保険料も払えませんので、法人口座に資金を移転させておく必要があります。それが面倒なら最初に資本金としてまとまった額(数十万～数百万円)を拠出して、後はその資本金を取り崩していくという方法もあります。

### ■ステップ⑤：最低等級で社会保険料を払う

---

社会保険料の納付は個人・法人負担分を併せて支払います。毎月5.4万円の役員報酬の中から社会保険料(個人負担分11,378円)を控除し、それと同額を法人負担分として合算します。その合計22,756円(個人・法人負担計)が毎月年金事務所に納付する金額になります。納付方法は口座引き落としを利用すると便利です。

### ■ステップ⑥：「経費」を使って手元キャッシュを最大化する

---

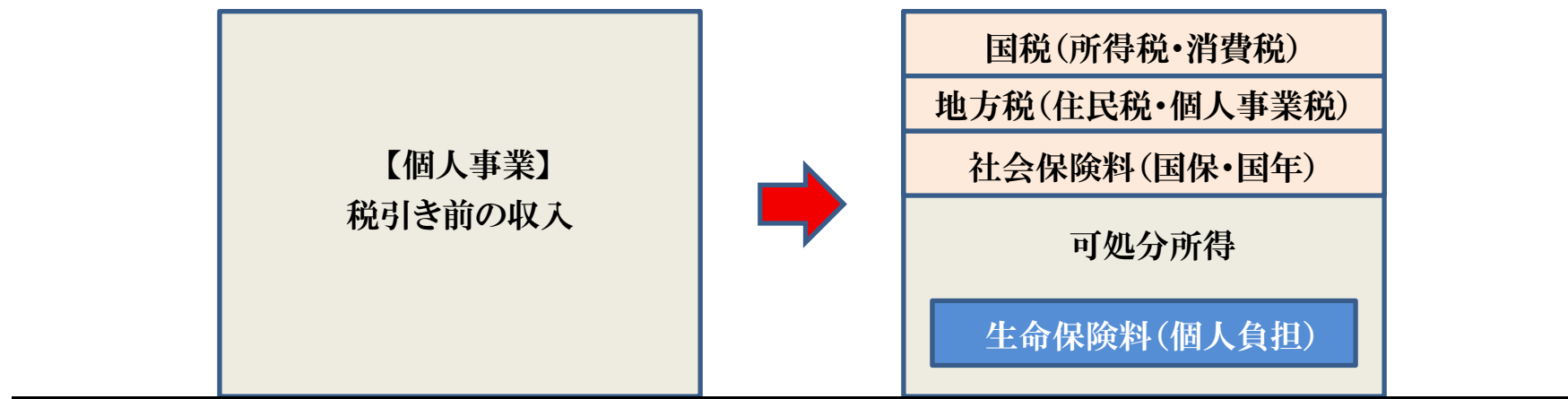
最後の「仕上げ」です。事業をやっていれば、誰もが手元に残るキャッシュを増やしたいと考えているはずです。なぜなら何かあったとき最終的に頼りになるのは個人の財産だからです。今からあなたは列記とした“オーナー社長”の1人になります。そこで、重要になってくるのが、“会社で払えるものは【会社】に払ってもらおう”というセオリーです。

すでにあなたも【個人】で「生命保険」に加入されていることでしょう。

ならば、今後も【個人】で保険料を払ってはいは“かなりの損”をすることになります。・・・なぜか？

本来は減らさなくても済む“可処分所得”をいたずらに減らすだけだからです。もう少し具体的に説明しましょう。これまでのよう

に【個人】で生命保険に加入していれば、その保険料は次の図から捻出していることになりますよね？



つまり、国税・地方税・社会保険料を支払った「後」の“可処分所得”の中から保険料を払っているわけです。【個人】で生命保険に加入して保険料をいくら払おうとも、一律4万円の「生命保険料控除」があるだけです。

一方、【法人】なら保険料を払った分だけ「経費」にできます。

このスキームで社会保険料(国民健康保険料+国民年金保険料)を劇的に削減したことで、どうしてもその削減分だけ【個人】の課税所得は上がってしまいます。その意味でも、削減分を原資にして【法人】で生命保険に加入すれば、支払った保険料の全額を「経費」にできますから大きなメリットになるわけです。しかも、【法人】で生命保険に加入することで、..

》》》 あなたの手元に残るキャッシュが“さらに増える”としたら、どうでしょう？

会社の「経費」を使って手元キャッシュを最大化する ①

## 一生涯の保障を“タダ同然”で手に入れる方法

オーナー社長になったからには「医療保険」や「がん保険」を【個人】で加入しては「損」です。これらは【会社】の「経費」で保険料を払ったうえで、最終的に【社長】は一生涯の保障を“タダ同然”で手に入れる方法があるからです。これはオーナー社長だけに許された「特権」ですから、使わない手はありません。今すぐ検討してください。

例えば、次のような「医療保険」や「がん保険」に【法人】を契約者に【社長】を被保険者に加入します。保険料は「全額損金」(経費)です。これだけ見ると、何の魅力もないように映ります。しかし、本プランを使えば、保険料支払終了後は【法人】から【個人】に名義変更することで、【社長】は“タダ同然”で一生涯の医療保障を手に入れることができます。

45歳男性・医療保険(短期払い終身)の例

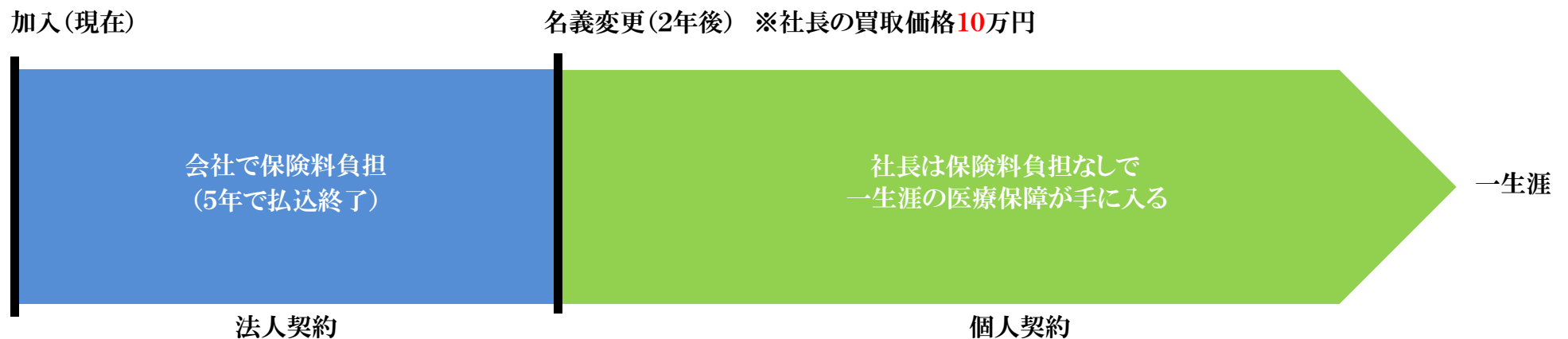
契約者	法人	保険料負担	法人
被保険者	社長	給付金受取	法人
保険期間	終身	保険料払込期間	<b>5年</b>
入院給付金	日額10,000円	年間保険料	<b>536,740円</b>

繰り返しますが、【個人】で「医療保険」や「がん保険」に加入していれば、「税金」と「社会保険料」を支払った「後」の“可処分所

得”の中から保険料を払うこととなります。しかも、その支払いは終身タイプの「医療保険」や「がん保険」に加入していると、何十年(または終身払い)も続きます。節税面も生命保険料控除が「最大4万円」あるだけです。

ところが、このプランでは保険料を経費(全額損金)で落としながら「5年間」で払い終えてしまいます。支払いが終われば後は一生涯の医療保障が続くだけです。そこで、支払いが終わったら契約名義を【法人】から【個人】に書き換えてしまいます。形式上は社長個人が法人から「保険契約を買い取る」こととなります。そうはいつでも、..

このプランには解約返戻金が「10万円」しかありません。よって、買取価格も「10万円」になり、【法人】から【個人】への有償譲渡が完了します。こうして名義変更が完了すれば、社長個人の手元には支払いを終えた一生涯の医療保障が残るわけです。



名義変更完了後の契約内容

契約者	社長	保険料負担	—
-----	----	-------	---

被保険者	社長	給付金受取	社長
保険期間	終身	保険料払込期間	—
入院給付金	日額10,000円	年間保険料	—

ちなみに、このプランには保険料払込期間中の解約返戻金がありません。従って、保険料払込間満了の「前」に名義変更すれば、買取価格も「0円」になり、無償譲渡で社長に保険契約を引き継ぐこともできます。

》》》 これが、社長が“タダ同然”で「医療保険」を手に入れることができるカラクリです。

### ■個人加入と法人加入の実質負担を比較！

先プランで個人加入と法人加入との実質負担を比較してみます。仮に、社長が33%の税率(所得税・住民税)だとすると、個人加入で軽減される税額は13,200円(生命保険料控除4万円×33%)になり、実質負担は計**2,677,700円**になります。

加入区分		個人加入		会社加入	
年払保険料		税軽減効果	実質負担	税軽減効果	実質負担
1年目	536,740円	13,200円	523,540円	171,078円	365,662円
総払込保険料	2,683,700円	66,600円	2,677,700円	855,389円	1,828,310円

実質負担の差：849,390円

一方、会社加入で軽減される税額は**171,078**円(年払保険料×実効税率29.97%)になり、実質負担は計**1,828,310**円になります。両者には実に**849,390**円の「差」があります。個人加入の実質負担と比べるとおよそ30%安い負担額です。つまり、同じ「医療保険」でも会社加入なら30%も安く加入できることになり、この「差」がそのまま本プランの経済メリットにつながるのです。

## ■このプランのデメリットとは？

ただし、このプランにはデメリットもあります。それは、「医療保険」や「がん保険」の給付金が会社の「雑収入」になるということです。給付金は「見舞金」という形で【社長】に支給する方法がありますが、その金額については“社会通念上相当とされる範囲”となっていて、慣例では5万円程度とされています。とはいえ、です。

このプランのトータルメリットを考慮すれば、これは大した問題にはならないはずです。その理由を以下に挙げます。

理由1.	社長が病気やケガで入院などすれば売上低下を余儀なくされる会社が多い。 会社が受け取る給付金はその「営業補償」になる。
理由2.	保険契約はいつでも名義変更できる。社長個人で給付金を受け取れば「非課税」になる。 名義変更しても保険料払込期間中なら課税関係も発生しない。
理由3.	いずれにしても、これは保険料払込期間中に限った給付金の話である。 保険料払込満了後は社長の個人契約になり、給付金は「非課税」になる。

さて、このプランは【会社】の「経費」で保険料を払ったうえで、最終的に【社長】は一生涯の保障を“タダ同然”で手に入れること



のできる合理的なプランです。

**以上を踏まえたうえで、ズバリ、質問です！**

---

もし【個人】で「医療保険」や「がん保険」に加入しているなら…

**この機会に「医療保険」や「がん保険」を個人契約から法人契約に切り替えて  
社長も“タダ同然”で一生涯の保障を手に入れませんか？**



**あなたの答え：  YES or  NO**

答えが「YES」なら最適プランをシミュレーションいたします。

会社の「経費」を使って手元キャッシュを最大化する ②

## “ほぼ無税”で「死亡保障」と「老後資金」を同時に準備する方法

次に「死亡保険」です。本スキームを導入したからには「死亡保険」も【個人】で加入しては「損」になります。なぜなら、“ほぼ無税”で「死亡保障」と「老後資金」を同時に準備する方法があるからです。そのカラクリを説明しましょう。

たいていは【法人】で「死亡保険」に加入するとなると、左のような契約形態で加入します。しかし、このプランでは違います。右のような契約形態で加入します。こうすることで、【法人】が支払った保険料は【社長】に対する「給与」になり、全額経費(損金)で取り扱えるようになります。「だから何だ?」とお思いでしょうが、ここに秘密が隠されています。

【通常の法人契約】

契約者	法人
被保険者	役員・従業員
保険金受取人	法人
経理処理	保険種類による(資産計上・全額損金・1/2損金など)

【死亡保険全額損金プラン】

契約者	法人
被保険者	役員・従業員
保険金受取人	役員・従業員の遺族
経理処理	全額経費(損金)

新設法人から受け取る報酬を思い出してください。全額給与所得控除65万円の範囲内にするために月額5.4万円に設定しましたよね。このうち社会保険(健康保険+厚生年金)の個人負担が月額11,378円です。すると、残り42,622円(54,000円-11,

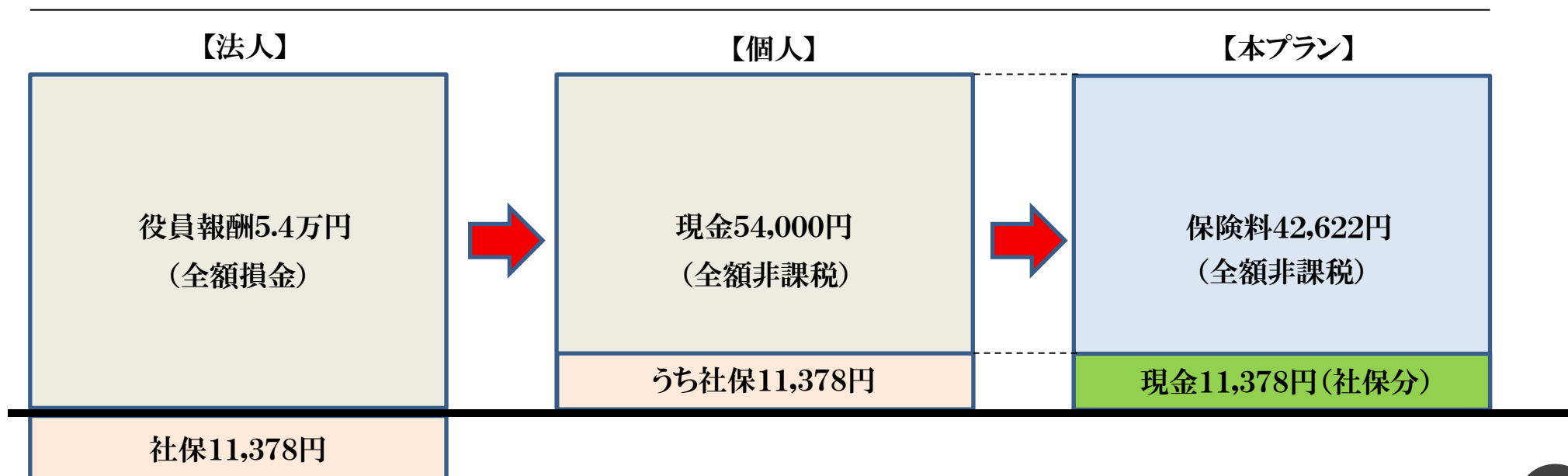
378円)が手取りということになるわけですが、ここで考えてみてほしいことがあります。

### >>> これって本当にキャッシュで受け取る必要がありますか？

繰り返しますが、これまであなたが【個人】で「死亡保険」に加入していれば、節税面ではいくら保険料を払おうが生命保険料控除が最大4万円あるだけです。ところが、このプランではその保険料が46,622円以下なら【法人】は全額経費化できるのです。ここでの保険料は【社長】に対する「給与」になり、その給与は【会社】にとって「経費」になるからです。

一方、【社長】にしても、保険料が46,622円以下なら全額給与所得控除65万円の範囲内で「非課税」になります。すなわち、このプランでは【会社】にも、【社長】にも“税コストが発生しない”というわけです。図にすると、こうなります。

#### このプランの概念図



さらに、「死亡保険」には解約返戻率が100%を超えるものがあります。例えば、「終身保険」「長期定期保険」という保険種類がそうです。こうした保険種類を使えば、「死亡保障」だけでなく、「老後資金」も同時かつ有利に準備できます。【個人】の資産形成を【法人】の「経費」で落とせるようになるからです。しかも、そうやって【法人】の「経費」で落としながら貯めたキャッシュを、

》》》 最終的に【個人】は“ほぼ無税”で受け取れるとしたら、どうでしょう？

終身保険見積もり例

被保険者	保険期間	保険料払込	保険金額	保険料(月払)
40歳男性	終身	65歳払込	100万円	42,318 円
払込保険料		払込満了時の解約返戻金		返戻率
12,695,400 円		13,249,800円		105.4%



“ほぼ無税”で受け取れる！

現在、【個人】で「預貯金」や「株式投資」などの資産形成を行っているなら、それは「税金」や「社会保険料」を控除された“残り”の可処分所得の中から拠出していることとなります。ならば、【会社】の「経費」を使って資産形成した方が「ダンゼンお得ですよ！」ということです。以上を考えると、もはや【個人】で「死亡保険」に加入している意味はなくなるのではないのでしょうか！

■なぜ“ほぼ無税”で受け取れるのか？

このプランでは保険料払込満了後に【法人】から【個人】に契約名義を変更します。こうすることで、【会社】の「経費」を使って貯めたキャッシュを最終的には【個人】が“ほぼ無税”で受け取ることができます。なぜそんなことが可能なのか？

税制上、保険契約を【個人】に名義変更するときは「一時所得」として課税されます。一時所得は次の計算式で算出されるわけですが、ここで重要なのが「収入を得るために支出した金額」です。この金額が多いほど、収める税金は少なくなるからです。

$$(\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した金額} - \text{控除額50万円}) \times 1/2$$

では、このプランの場合はどうなのか。税法ルールでは次のように規定されています。つまり、このプランの支払保険料の全額を「収入を得るために支出した金額」にできる、ということです。

#### 生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得の計算

居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得等の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限ることとする。（所得税法施行令第183条、第184条関係）

（注）上記の改正は、平成23年6月30日以後に支払われるべき生命保険契約等に基づく一時金等について適用する。（附則第5条、第6条関係）

例えば、先の終身保険の例では払込保険料が**12,564,000円**、解約返戻金が**13,249,800円**です。これを一時所得の計算式に当てはめると、（解約返戻金**13,249,800円**－払込保険料**12,564,000円**－控除額50万円）×1/2 となり、一時所得の金額はわずか**92,900円**で済んでしまうのです。仮に、最高税率55%がかかっても「**税額5万円**」ほど。“ほぼ無税”でしょう。

## ■保障機能は【個人契約】と変わらない！

---

メリットはまだあります。保障機能は【個人契約】と変わらないということです。通常の法人契約では万一があった場合は【法人】に「死亡保険金」が支払われます。すると、「死亡保険金」は【法人】の「益金」になり、そのままでは多大な税コストが発生してしまいます。ところが、このプランではそうはなりません。「死亡保険金」はダイレクトに遺族に支給されるからです。その際は遺族に「相続税」が課税されます。これは実質的な保険料負担者を「被保険者」とみなし、「被保険者」の財産である保険金を遺族が相続したと扱うからです。（※実際、このプランの保険料は「被保険者」の生命保険料控除の対象になります）

以上を踏まえたうえで、ズバリ、質問です！

---

もし【個人】で「死亡保険」に加入しているなら…

この機会に「死亡保険」を個人契約から法人契約に切り替えて  
“ほぼ無税”で「死亡保障」と「老後資金」を同時に準備しませんか？



あなたの答え：  YES or  NO

答えが「YES」なら最適プランをシミュレーションいたします。

## || おわりに — 経済メリットはいくらになるでしょう？

現行の国民健康保険は低所得者でも、高額所得者でもない“最大のボリュームゾーン”に一番負担がかかる仕組みになっていて、ある程度の所得があると、すぐに保険料の上限(年間93万円)に達してしまいます。もし既婚者ならここに2人分の国民年金保険料(年間39.2万円)も払わないといけませんので、そうなれば「年間132.2万円」の負担になるわけです。

しかし、この「年間132.2万円」が、「年間28.7万円」になったらどうでしょうか？

今回ご提案の『国民健康保険料劇的削減スキーム』はまさに、そんな夢のような話を実現するものです。もちろん、「年間28.7万円」の他に法人ランニングコストはかかりますが、導入時点の確定メリットとして⑦をあなたは手にできるのです。

① 社会保険料削減額(国保+国年) (年) \_\_\_\_\_ 円

② 節税額(現在の所得税率\_\_%+住民税率10%×65万円) (年) \_\_\_\_\_ 円

① + ② = (年) \_\_\_\_\_ 円 … ③

④ 法人住民税 (年) \_\_\_\_\_ 70,000 円

⑤ 税理士報酬 (年) \_\_\_\_\_ 150,000 円

④ + ⑤ = (年) \_\_\_\_\_ 220,000 円 … ⑥

③ - ⑥ = (年) \_\_\_\_\_ 円 … ⑦

《ぜひ今回の提案で手に入れた⑦を事業活動に、ご自身のために、そして大切なご家族のためにお役立てください！》

## ■ 会社概要/プロフィール

団体名称	あくつFP事務所
代表者	阿久津 和宏
設立	2013年11月
所在地	〒360-0816 埼玉県熊谷市石原 641-3
TEL	050-3707-3507
FAX	048-524-2918
URL/Mail	info@fp-1.info
業務内容	(1) 社会保険料削減コンサルティング (2) 国民健康保険料削減コンサルティング (3) 資産形成・資産保全コンサルティング (4) 確定拠出年金・生命保険コンサルティング (5) 行政書士業(契約書・許認可等) (6) 記事の監修・執筆
関連会社	



